

江田島市教育委員会会議録

令和3年1月19日（火）令和3年第1回教育委員会会議定例会を江田島市立大柿中学校視聴覚室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

| | | |
|----|----|--------|
| 開会 | 午前 | 9時20分 |
| 閉会 | 午前 | 10時11分 |

2 出席者（5名）

| | | |
|----------|-----|-----|
| 教育長 | 小野藤 | 訓 |
| 教育長職務代理者 | 三島 | 雅司 |
| 委員 | 樋上 | 美由紀 |
| 委員 | 柳川 | 政憲 |
| 委員 | 泊野 | 仁美 |

3 出席説明員

| | | |
|----------------|----|----|
| 教育次長 | 小栗 | 賢 |
| 学校教育課長 | 山近 | 宏 |
| 生涯学習課長 | 松岡 | 弘倫 |
| 学校給食共同調理場総括場長 | 福岡 | 洋 |
| 大柿自然環境体験学習交流館長 | 西原 | 直久 |

4 事務局

| | | |
|---------------|----|----|
| 学校教育課 総務係長 | 濱岡 | 晶子 |
|---------------|----|----|

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第1号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第2号 江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について
- (5) 議案第3号 社会教育委員の選任について

- (6) 議案第4号 公民館運営審議会委員の選任について
- (7) 議案第5号 学びの館運営委員会委員の選任について
- (8) 議案第6号 文化財保護委員会委員の選任について
- (9) 議案第7号 図書館協議会委員の選任について
- (10) 承認第1号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)について
- (11) 承認第2号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (12) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第1回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は5名です。定足数3名に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、10ページの議案第3号から22ページの議案第7号までと30ページの承認第2号につきましては、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号「社会教育委員の選任について」から議案第7号「図書館協議会委員の選任について」までと、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第3号「社会教育委員の選任について」から議案第7号「図書館協議会委員の選任について」までと、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

- 教育長
お諮りいたします。
ただ今、公開しないで審議することに決定しました、議案第3号から議案第7号までは、日程を変更し、承認第1号の次に審議したいと思います。
これに、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 教育長
挙手全員と認めます。
従いまして、日程第5の議案第3号から日程第9の議案第7号までを、一つずつ、順番を繰り下げて、日程第6から日程第10とし、日程第10承認第1号を日程第5に変更することに、決定いたします。

- 教育長
日程第1、「教育長報告」を行います。
それでは、議案書2ページをお開きください。
「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

- 教育長
日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、樋上委員にお願い致します。

- 教育長
日程第3、議案第1号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」と日程第4、議案第2号「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」の2件につきましては、関連がございますので、一括議題とし、個別採決とします。
事務局から、説明をお願いします。

- 教育次長
ただ今、一括上程されました、議案第1号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び、議案第2号「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」でございます。
最初に、議案第1号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案に

ついて」でございます。

議案書，3ページをご覧ください。

提案理由でございます。

江田島大原プールを廃止するため，現行条例の一部を改正する必要がありますので，江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定によりまして，委員会の意見を求めるものでございます。

続きまして，議案第2号「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」でございます。

議案書，6ページをお開きください。

江田島大原プールの廃止に伴い，現行規則の一部を改正する必要がありますので，江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして，委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては，生涯学習課長をして，説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 生涯学習課長

ただ今，上程されました議案第1号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び，議案第2号「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。

提案理由につきましては，先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。内容でございます。

最初に，議案第1号でございます。

議案書4ページに改正条文を，5ページに新旧対照表を添付しております。

次に，議案第2号でございます。

議案書7ページに改正条文を，8ページに新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき，その後に議案の説明をいたします。

議案書9ページの「参考資料2」をご覧ください。

今回の改正理由の要旨といたしまして，本市では，平成26年12月に「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」を策定し，この基本方針に基づいて再編整備に取り組んでいる所であります。

教育委員会所管の生涯学習施設も再編整備を進める中で，平成30年度に廃止した高田プールに続き，利用者数の減や，施設の老朽化等を鑑みて令和3年3月31日で江田島大原プールを廃止するものです。

廃止の理由といたしましては，市内のプールは7施設あり，いずれも経年劣化による老朽化が激しく，また，夏休み期間中のプール一般開放の管理運営費用は人件費等の高騰もあり，1施設当たりの委託料が年々増加している状況です。なお，廃止に関しての

説明は地元の自治会や育成会等としっかり協議をし、同意を得ています。

また、プール廃止に伴い、利用者負担を緩和するための措置として、代替施設である江田島小学校プールまでの送迎バスを運行することとしております。

施設の概要や今後の予定、一般開放事業の状況等は、資料のとおりでございます。

議案書5ページの参考資料をご覧ください。

現行、第2条の表中の「江田島大原プール」及び、その下の別表第1「江田島大原プール」の項をそれぞれ削ると言うものでございます。

続いて、議案第2号でございます。

先ほどの、江田島大原プール廃止に伴う規則の一部改正でございます。

議案書8ページの「参考資料1」をご覧ください。

現行の第2条第2項を削ると言うものでございます。

最後に附則として、議案第1号は、4ページに「この条例は、令和3年4月1日から施行する。」とし、議案第2号も7ページに、「この規則は令和3年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

社会体育施設のプールは、すべてなくなることになりますか。

○ 生涯学習課長

はい。高田プールと江田島大原プールがありましたが、平成30年に高田プールが廃止となり、このたび江田島大原プールが廃止となるため、残るは学校プールのみとなりました。

○ 教育長

他にありませんか。それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

最初に、議案第1号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありますか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に、議案第2号「江田島市体育施設管理規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5、承認第1号「令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました承認第1号「令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)について」でございます。

議案書、27ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)について、江田島市教育長に対する事務委任規則第5条第2項の規定によりまして、委員会の承認を求めらるるものでございます。

28ページをお願いします。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費で、事業名は放課後児童健全育成事業です。内容は、償還金利子および割引料で、実績による返還金です。

29ページをお願いします。

令和3年度で予算措置を予定している事業についての債務負担行為の限度額についての補正でございます。

これは、それぞれの事業を、来年度、直ぐに開始できるようにするため、今年度中に、契約の締結を行うために補正するものでございます。その事業が、中学校教師用教科書及び指導書等購入費で940万8千円と、給食運搬・運行管理業務委託費で1,196万円を計上したものです。

これを、令和2年第8回江田島市議会定例会に上程し、12月15日に議決されました。
以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

承認第1号「令和2年度江田島市一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○ 教育長

日程第6、議案第3号「江田島市社会教育委員の選任について」から議案第7号「図書館協議会委員の選任について」までの5件につきましては、関連がございますので、一括議題とし、個別採決とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第11、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次回の教育委員会会議は令和3年2月15日(月)午前10時00分から江田島市教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員